

平成27年第4回定例会

経済建設常任委員会会議録  
(平成27年12月1日)

栄町議会

# 経 済 建 設 常 任 委 員 会

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 1 2 月 1 日 (火曜日) 午後 2 時 3 5 分開会

### 事 件 (1) 付託議案の審査

議案第 1 0 号 栄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定  
数を定める条例

### 出席委員 (1 3 名)

委員 長	金 島 秀 夫 君	副委員 長	山 田 真 幸 君
委 員	菅 原 洋 之 君	委 員	大 野 徹 夫 君
委 員	橋 本 浩 君	委 員	染 谷 茂 樹 君
委 員	藤 村 勉 君	委 員	松 島 一 夫 君
委 員	野 田 泰 博 君	委 員	高 萩 初 枝 君
委 員	戸 田 栄 子 君	委 員	大 野 博 君
委 員	大 澤 義 和 君		

### 欠席委員

な し

### 出席委員外議員

な し

---

### 説明のため出席した者

総 務 課 長	長 崎 光 男 君	産 業 課 長	湯 原 国 夫 君
総 務 課 長 補 佐	丸 彦 衛 君	農 業 委 員 会 次 長	上 村 武 君

---

### 出席議会事務局

事 務 局 長 鈴 木 正 巳 君 書 記 野 平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（金島秀夫君） ただいまから、経済建設常任委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（金島秀夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託された案件は、議案第10号、栄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例であります。

議案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（金島秀夫君） 異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

〔説明員着席〕

○委員長（金島秀夫君） 長崎総務課長、湯原産業課長、上村次長、丸総務課長補佐におかれましては、ご出席をいただきましてありがとうございます。

すでに、本会議において提案理由の説明は頂いておりますが、補足説明があればお願い致します。湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） それでは本会議に引き続き委員会ということで、提案理由申し上げましたけれども、お手元に資料を配布させていただきましたので、これに基づきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の農業委員会に関する法律の主な改正点、これを申し上げますと、3点ほどあげました。一つは農業委員会の役割の強化ということで、農地等の利用の最適化の推進ということで、この最適化ということは担い手への集積あるいは耕作放棄地の発生防止等ということになりますけれども、これが位置付けられました。二つ目としましては、農地利用最適化推進委員の設置ということで、農業委員と一緒にあって、主に地域、地元において農地利用の最適化の推進などの活動を行っていただくかたを設置するというものになります。この委員については農業委員会が委嘱するということになります。三つといたしまして、農業委員の選出方法の変更ということで、農業委員はご案内のとおりこれまで選挙と農業団体、議会からもありましたけれども推薦によって行っていましたけれども、これが廃止されまして、議会の同意を得て市区町村長が任命するという形に一本化されました。委員の選任にあたりましては、地域の農業者のかた、あるいは農業団体からの推薦を求めたり、公募によって行うということになります。

以上が主な改正点になります。

次に2ページをお願いいたします。農業委員の定数変更、委員構成ということについてですが、まず、委員の定数の上限につきましては、改正法の委員定数は、現行の定数の半分程度ということが国から示されております。栄町の場合の定数の上限は、基準によりまして14名となります。次に委員の構成ということですが、委員総数の過半数を認定農業者としなければならないということ、2つ目として利害を有しないものも含めるということ、更には年齢や性別等に著しい偏りが無いというようなことを配慮するということが求められております。続いて農業委員の定数とその構成ということですが、定数は本会議での内容説明でも申し上げましたけれども、8名ということにいたしました。この理由としましては、14名の半数は7名ですが、議会も同様であると思っておりますけれども、会長が議長という形になりますので、6名となると可否同数ということが想定されますので、評決を考慮して1名を加えて8名という形にするものでございます。次に、3ページのほうの委員の構成についてですが、まず先ほど言いました認定農業者を過半数以上ということでありまして、更正としては認定農業者から5名、農業団体等から2名、また、利害関係のないかたを1名という計8名という形で考えております。このうち、女性委員を町長も本会議で答弁いたしましたけれども1名を入れる方向で考えております。続きまして農地利用最適化推進委員の定数と構成についてです。最適化推進委員の定数の基準としましては、農地面積の100ヘクタールに1名を上限ということになっております。栄町の場合は農地面積が約1,400ヘクタールということから、14名が上限ということになります。これを踏まえ、推進委員の定数は10名といたしました。これにつきましては提案理由でも申し上げましたけれども、これまでの選挙の際にも10地区ということもありまして、集落推薦という形で立候補するということが慣習ということもありまして、これらを踏まえ、やはり地域的な繋がりを勘案するということで10名とするものでございます。3ページの下から4ページの始めにつきましては、その10区域の案になります。これは農業委員会がこの区割りについては決定するという形になりますので、案という形にしております。続きまして5ページ農業委員及び農地利用最適化推進委員の職務についてですが、まず農業委員につきましては、これまでそこに6点ほど列記しておりますけれども、これまでの権利移動の許認可のほか、新たに先ほども言いましたけれども、農地利用の最適化の推進を図る活動、最適化に関する指針を作らなければならないというようなことが新たに加わりました。次に、最適化推進委員のほうですが、推進委員につきましては、担当区域内の農地の最適化を推進するための活動が主となりまして、3つ挙げてありますが遊休農地の発生防止や解消、あるいは担い手への集積に向けた働きかけなど地域において行っていただくかたという形になります。続きまして6ページお願いします。報酬についてでございますけれども、上のほうに現状の報酬額を記載しております。現農業委員の報酬につきましては、一般の農業委員が42,700円という形になりますが、会長と職務代理者の農業委員全体で現在、約730万円ほどを報酬としてかかっております。この度の法改正の中では、この報酬額についての基準

等は示されておりません。そのような中、栄町といたしましては中段にありますが、県内の状況等も確認いたしまして、新農業委員につきましては現行の報酬額、これは県内ほとんど現行の報酬額をそのまま引き継ぐという形になっておりますので、栄町も同様とさせていただきます。従って新たな農業委員についても今の報酬額でいくということになります。それで、最適化推進委員の報酬につきましては、月額25,600円といたしました。これにつきましては、先ほど現行の報酬額総額730万円と申し上げましたが、これを超えない、現行の枠組みの中の報酬ということの基本といたしまして、先ほどの新農業委員の報酬額を踏まえて推進委員の報酬額は月額25,600円という形で定めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

**○委員長（金島秀夫君）** 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございますか。藤村委員。

**○委員（藤村 勉君）** 今、農業委員は月平均、年間でもいいです、仕事量というのはだいたいどのくらいあるのか。

**○委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

**○産業課長（湯原国夫君）** 基本は毎月1回行われる農業委員会総会、あとは遊休農地の調査等々入れて20日から30日くらい、年間だとそのくらいになるのかなど。あとは地区の農業者の相談に乗ったりとかそういうのは日々行っている状況でございます。

**○委員長（金島秀夫君）** 藤村委員。

**○委員（藤村 勉君）** 今度、推進委員もでますよね。推進委員もこれと同等の日に出るのか。

**○委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

**○産業課長（湯原国夫君）** 推進委員につきましては会議、農業委員会に出席する義務はありません。ないので、出て意見を述べることもできますし、農業委員会が、出てその地域の状況を話してくれと、農業委員会から要請をかければ出ていただきますけれども、基本的には地域で活動していただくかたに、農業委員と一緒にですけれど、最適化のために活動していただく形になります。あとは個別に日々、やっていただくということもありますけれども、原則は農業委員会の会議には出るかたではありません。

**○委員長（金島秀夫君）** 藤村委員。

**○委員（藤村 勉君）** そうすると、当然、推進委員と農業委員の区別はわかりました。

次、一番最後なんですけれども、報酬のところなんですけれども、これは何かこれだけ払わなくちゃしょうがないという法律的なことは決まっているんですか。

**○委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

**○産業課長（湯原国夫君）** その辺につきましては、今回の法改正の中でも報酬についての基準というものはございません。あくまでもその市町村で、条例の中で決めていくということ

になります。その辺を踏まえて栄町の場合は先ほど申しあげましたように現行の農業委員、今度新たに農業委員になるかたは現行の農業委員の報酬を引き継ぐ。最適化推進委員については、基本的には報酬額をベースにして、後は先ほど推進委員の業務活動とか職務書いてありますので、そのような活動をみあった形で今、25,600円という報酬額にしました。

○委員長（金島秀夫君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） この報酬については、やはり報酬審議会なども通して決めているんですか。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） 報酬審議会は特にかけていません。

○委員長（金島秀夫君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 農業委員会そのものは月1回、多分、1日で終わっていると思うんです、今までの会議を見ていけば。それから行くと、結構いい報酬だなと。農業委員会ばかりじゃなくて色々な審議会は全て報酬等審議会にかけているので日当幾らというふうに決まっているんですけども。それから比べるとかなりいい金額じゃないかなと思うんです。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） 現行農業委員の報酬が高いというようなお話かと思うんですけど、市はもっと53,000円とか63,000円、66,000円というようなところもありますし、町村だと栄町は報酬的にはどちらかという上、トップではございませんけれども上のほうという。

○委員長（金島秀夫君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 言うのはわかる。ただ、今までは公選で選挙で選ばれていたわけです。当然、選挙費用だっかけて農業委員になっていたわけだ。今度は町長が任命というような形になると選挙費用なんだのかからなくなると思うんです。そういうところからも今までの現行でいいのかなというふうに感じるんですけども。これは答えられないか。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） 今度の農業委員は今までより、遊休農地の解消ですとか集積、おそらく働いてもらわなければならない。そこがメインの活動内容になりましたし、なおかつ、農業委員会として指針、これは必ず作りなさいと法で位置付けられましたので、そういう審議も今後やっていただいて、栄町の農業の最適化に当たっての方向性も農業委員会の中で決めていただくしかないと思いますので、決して高い報酬ではないというふうに考えています。

○委員長（金島秀夫君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹） 2ページの2番目の委員構成のウのところ「委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」と書いてあるんですけども、ということは、若い農業者だとか、例えば60歳以上の人達、今まで結構多かったですよね。それが

若者だとか若い女性だとかも入ってくる可能性はあるんですか。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） おっしゃるとおりで、先ほど町長も本会議で答弁いたしましたように、女性の委員は1名、なんとか入れていくという方向。あと、若いかたという形で、認定農業者も半数入れるしかありませんので。その認定農業者の中にも若い農業者のかたがいらっしやいますので、できればそういうかたが出てきていただければと考えております。

○委員長（金島秀夫君） 大澤委員。

○委員（大澤義和君） 3ページの構成なんですけれども、栄町の認定農業者の数、それと認定農業者という定義、どういうのが認定農業者になるのか。それと農業団体は栄町にいくつあるのか。その辺をちょっと聞かせてください。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） まず、認定農業者につきましては38名いらっしやいます。これはみんな全酒直地区、北辺田地区、安食地区、布鎌地区、全地区に一応いらっしやいます。多い地区、少ない地区もありますけれども一応、全地区にいらっしやいます。それと、最適化推進委員の職務、認定農業者の定義ですね。

○委員長（金島秀夫君） 上村農業委員会次長。

○農業委員会次長（上村 武君） 補足させていただきます。認定農業者については、農家からの申請に基づいて町長が認定するという制度でありまして、その要件につきましては町で定める農業の振興計画、こちらのほうの基準というものがあります。田んぼ、水稻だけのかたは10ヘクタールとか20ヘクタールとか、田んぼプラス苺の農家のパターン、田んぼプラストマトのパターン、そういうパターンをいくつか用意してございまして、その中で申請者がどれにあたるかという類型をみまして、それを超えていればもちろん、問題なく認定されるということ。現在は認定基準まで達していないけれども、5年以内にその認定基準に達するよう努力しますということを確認していただいたかたに関しては、認定する方向で進めております。

農業団体という言葉なんですけれども、これは非常に広い言葉でございまして、農業共同組合も農家団体です。農家で構成する団体という意味では。あと、共済組合、土地改良区、こういったものは全て含まれます。その他に、例えば農業法人、こういったものもあるかと思えます。町内では、今、3件の農業生産法人がありますけれども、認定されておりますが、こういったかたも当然、対象になります。また、ここで注意していただきたいのは、法人格を持っていない団体も団体であるということ。例えば、農家支部、木塚、三区の農家支部というのが当然でございます。北辺田地区にもございます、西にもございます。それぞれの集落に一個あるんですけれども、無い集落も最近出てきてしまいましたが、そういったものも農家の組織ということで、推薦母体にはなると、こういうふうになります。けっこうな数になります、支部だけで27、28、あと農協、共済もいれると30とか、農業生産法人を入れると35とかという形

になろうかと思えます。また、付け加えて言うと、団体以外でも個人での推薦も可能です。

以上です。

**○委員長（金島秀夫君）** 大澤委員。

**○委員（大澤義和君）** 3ページの構成なんですけれども、栄町の認定農業者の数、それと認定農業者という定義、どういうのが認定農業者になるのか。それと農業団体は栄町にいくつあるのか。その辺をちょっと聞かせてください。

**○委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

**○産業課長（湯原国夫君）** まず、認定農業者につきましては38名いらっしゃいます。これはみんな全酒直地区、北辺田地区、安食地区、布鎌地区、全地区に一応いらっしゃいます。多い地区、少ない地区もありますけれども一応、全地区にいらっしゃいます。それと、最適化推進委員の職務、認定農業者の定義ですね。

**○委員長（金島秀夫君）** 上村農業委員会次長。

**○農業委員会次長（上村 武君）** 補足させていただきます。認定農業者については、農家からの申請に基づいて町長が認定するという制度でありまして、その要件につきましては町で定める農業の振興計画、こちらのほうの基準というものがあります。田んぼ、水稻だけのかたは10ヘクタールとか20ヘクタールとか、田んぼプラス苺の農家のパターン、田んぼプラストマトのパターン、そういうパターンをいくつか用意してございまして、その中で申請者がどれにあたるかという類型をみまして、それを超えていればもちろん、問題なく認定されるということ。現在は認定基準まで達していないけれども、5年以内にその認定基準に達するよう努力しますということを確認していただいたかたに関しては、認定する方向で進めております。

農業団体という言葉なんですけれども、これは非常に広い言葉でございまして、農業共同組合も農家団体です。農家で構成する団体という意味では。あと、共済組合、土地改良区、こういったものは全て含まれます。その他に、例えば農業法人、こういったものもあるかと思えます。町内では、今、3件の農業生産法人がありますけれども、認定されておりますが、こういったかたも当然、対象になります。また、ここで注意していただきたいのは、法人格を持っていない団体も団体であるということ。例えば、農家支部、木塚、三区の農家支部というのが当然ございます。北辺田地区にもございます、西にもございます。それぞれの集落に一個あるんですけど、無い集落も最近出てきてしまいましたが、そういったものも農家の組織ということで、推薦母体にはなると、こういうふうになります。けっこうな数になります、支部だけで27、28、あと農協、共済もいれると30とか、農業生産法人を入れると35とかという形になろうかと思えます。また、付け加えて言うと、団体以外でも個人での推薦も可能です。

以上です。

**○委員長（金島秀夫君）** 大澤委員。

**○委員（大澤義和君）** 認定農業者、今、定義というか条件というかを申請だと。申請され



ないかた、又はそれに近いかたは まだまだいるわけですよね、認定農業者になり得る個人というのはこのかただけではなく、ただ申請しないからなっていないだけで、まだいるということでもいいですか。

**○委員長（金島秀夫君）** 上村農業委員会次長。

**○農業委員会次長（上村 武君）** 当然、それはいらっしゃいます。町産業課、農業委員会としても認定農業者の数は増やすという方向で業務は進めておりますが、なかなか申請していただけない。なぜ申請しないかというのは色々事情があると思うんですが、メリットが少ない。ただ、農業用の融資、お金を借りる段階、パターン有的时候に、認定農業者は有利な鮮度があります。また、農業者が入る年金、農業者年金の保険料なども認定農家は割安になるとか、そういうメリットはあるんですが、直接のメリットがないとなかなか入っていただけない。なぜかという、色々な計画や報告事項がやはり義務的に出てきますので、それらが面倒くさいというようなことで、一旦、認定農業者になっても、未来永劫で認定農業者じゃありません。期間がありますので、その期間が終わったときの更新をしてくれないとか、高齢になって後継者がいなくなったので辞めてしまうとか、そういうかたもいらっしゃいますので、栄町では30数件ということで少ないと思います。これからなっただかくかたはいっぱい入らっしゃると思います。

**○委員長（金島秀夫君）** 大澤委員。

**○委員（大澤義和君）** ありがとうございます。では次に、農地利用最適化推進委員、今言ったように、各地区に農家支部長というのがありますが、農協の下で。それを見るとあまり仕事の内容も。各支部長あたりにこれをやってもらったら同じようなことできるんじゃないかなと思うんですが。その辺は農家支部長をうまく生かすということはできないんでしょうか。

**○委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

**○産業課長（湯原国夫君）** 農家支部長の皆さんには年内中に一堂にお集まりいただいて、こういう制度に変わりましたということで、その地区の割り振りも最終的には農業委員会が決めますけれども、今、このような形で委員を出していただくというようなことの説明はいたしますので、場合によってはその農家支部長がそのまま最適化推進委員という形で出てくるということは考えられると思います。

**○委員長（金島秀夫君）** 大澤委員。

**○委員（大澤義和君）** 確かに推進委員、ここに書いてある一区、二区・三区で1名、これ今まで農業委員を決めていた各母体というかそこに支部長がいて、その支部長が中心になって農業委員を決めていたという経歴ですよね。だから支部長というのが農家の人間であり、各地区の取りまとめ役かなど。だから推進委員とちょっとだぶってくる ところがあるなと思ったんです。それはそれでいいです。

最後に1点だけ、藤村委員が質問しましたけれど、報酬なんですけれども、町長が任命する

委員会、他にもあるわけです。そことこれとの差額が非常に大きいんじゃないかと。もう一つは公選法無くなったんで、普通の、町長が任命する委員会なのかなと。そういった町長が任命する委員会から見たら農業委員会すごいなというような感じに、この答えはいいです。

○委員長（金島秀夫君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 今の大澤委員の話とは違うんですけども、町長が任命する非常勤特別職というのは、これ以外にもいっぱいおまして、その方々がそれぞれ報酬決めるときに報酬等審議会にかけるかという、それはかけませんで、かけるのは町長、副町長、それと議会議員の皆様方の報酬を上げるときということでご理解をいただければと思います。

○委員長（金島秀夫君） それが恒例になっているわけですね。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 条例で定められておりますので、その範囲でかけるということでございます。

○委員長（金島秀夫君） ありがとうございます。そういうことですので。野田委員。

○委員（野田泰博君） これ、私すごく重大なことを賛成か反対か、私達、議会議員がしなきゃいけないという立場に置かれるんですよね。すいません、私、農業のことをほとんどわからないで農業委員の選挙があったことを、今まで条例まであつて選挙だといって、選挙あつたかどうか別にしてそういうのがあつて、民主的に選ばれていられるはずの農業委員のシステムを止めて町長の任命にするというときに、私、それに賛成するか反対するか言えるのかなというのが私は一番基本的な疑問があるんです。これは今、藤村委員も大澤委員も言われたことと町長の任命するやつを私達が、さあ任命します、いいですよとっていいかどうかというのがわからないです。それでちょっと聞きたいんですけども、特に農業をやられている議員のかたちにも聞きたいんですけども、これは以前に、事前にこういうふうな形で変わっていくよという説明があつたんですか。もしよかったら、こちらじゃなくて議員をやっている農業のかたに聞きたいんですけども。こういう説明が前からあつたんですか。

○委員長（金島秀夫君） どなたか。大野委員。

○委員（大野 博君） ありましたよ。ただこれが、今、議会が初めてあがってきている。

○委員長（金島秀夫君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） そうすると農業委員でも普通の農家をやっている方達も、みんなこれは周知がある意味で、もうされてるというふうに理解していいんですか。私、わからないから聞くんですけど。

○委員長（金島秀夫君） 大野委員。

○委員（大野 博君） してない。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） まだ町民の皆さんに、この制度が変わったと周知はしてなくて、来年の1月号の広報で募集するときに、こういう制度になりましたのでということで公募

する予定です。先ほども言いましたけれども、支部長がたには年内中に説明、それと認定農業者のかたにはすでに、だいたいこのような形になりますと話をさせていただいてはあります。

○委員長（金島秀夫君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） そうすると、もう国のほうではこれは変更してしまったんですね。法律だから。その法律は農業関係者の人達には全然伝わらないで法律をもう変えちゃったということなんですか。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） 一番最初に平成26年5月の規制改革会議の中で、この農業委員会制度の改革案が出まして、その後、同じ平成26年6月に与党修正の政府プランというのが決定して、その後、この4月に法案が出て、9月4日に公布されたと。法案が決まったのは今年の秋口くらいに決定したということです。

○委員長（金島秀夫君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 議会とおっていないから、まだ一般に周知できないんです。

○委員長（金島秀夫君） 上村農業委員会次長。

○農業委員会次長（上村 武君） 実務のほうからちょっと言わせていただきます。法律の国会通過が遅れたということもあって、9月の初旬に法律が公布されたんですが、それを受けての細かい政令が非常に遅れたんです。事務局というか国から県へ、県から町へおりてくるまでに相当数、日にちが経ちまして、私共、最初に受けたのはもう10月に入ってからです。そこで、このくらいの町の規模だと農業委員は何人、推進委員は何人というのがやっと出てきた状態です。今、藤村議員からもありましたし、定数が決まっていなくて、そうやたらに定数や募集の仕方も決まっていなくて、公表もなかなかできないということの事情は考慮していただければと思います。それと、先ほど野田議員のほうから非常に重大な決定を我々がしなければならぬ、これ本当に誠にそのとおりでございまして、新しい改正法の第8条の中で農業委員については町長が任命するということなんです、「職務を適切に行うことができる者のうちから市町村長が議会の同意を得て任命する」と明確に書いてございます。これについては、結局、選挙が無くなったわけで、首長、つまり市町村長が恣意的にその意思で勝手に選んでは困るわけです。その内容を議員に審査していただくという考えですので、これはご理解いただければと思います。ですからそのバランス、先ほど言った年齢のバランスですとか地区のバランスであるとか、性別のバランスとかを審議していただけるような案件を今後、事務局としては提案させていただきたいとは思いますが。

○委員長（金島秀夫君） よろしいですか。野田委員。

○委員（野田泰博君） ある程度、見えてきました。そうすると、これが今、藤村議員が言われたように条例としてとおって、とおった後にその案が、町長が、私は誰と誰、彼はこういう経歴があって何年やって、と出てきたものを、今度、私達も任命する何かをやるんですか。

議会で。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） 12月議会で、この定数条例を可決していただきましたら、来年の3月議会でその農業委員の人事案件という形で提案させていただいて、ご可決いただければ来年4月1日から新たな農業委員がスタートするという形になります。

○委員長（金島秀夫君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） では、選ぶのは町長だけでも、本当の任命は議会なんですか。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） 議会の同意を得て、その後、町長が任命する。任命権は町長。

○委員長（金島秀夫君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） わかりました。先ほど誰か説明した2番のウの年齢、染谷議員ね、「性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」、これ、著しい偏りというのは誰がどう判断するんですか。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） 結局、最終的には町長が議会のほうに、今あがってきた方々からこのかたをどうですかという判断をして出すわけですから、町長が偏っているかどうかというのは町長が判断して出すような形になります。ですからこの部分については、性別につきましては先ほど言ったような形になんとか女性委員1名、認定農業者の中にも女性のかたいらっしゃいますので、そちらのほうから出ていただければと思うし、若いかたも認定農業者のかたがいらっしゃいますので、その辺が出ていただければ。要は60歳とか70歳の人間だけで固めないで女性とか若い人も入れなさいよという、そういうことです。そのようになるようにできればしたいというふうに考えております。

○委員長（金島秀夫君） 上村農業委員会次長。

○農業委員会次長（上村 武君） 補足で、今回は選挙では無くなったんですが、町長が任命すると言っても、町長が指名で任命するというわけではございません。あくまで公募を行って、一般のかたから立候補なり他薦をしていただいて、その中から町長が候補者を選ぶということでございますので、この委員構成の欄に書いてあるア・イ・ウの要件は、アとイは絶対事項なんです。しなければならないとなっているんですが、ウについては配慮しなければならないと一段、柔らかくなっているのをちょっと見ていただきたいのですが、ここについては私共も県、国から努力目標と聞いております。出てきた委員の年齢を名簿で見たら、確かに高齢者ばかりで20代はいないじゃないか、30代はいないじゃないかということも当然あるわけでございます。これは立候補がなければどうしようもないわけで、立候補のない人を指名推薦する権限は逆に町長にもありませんので。やはりそういう働きかけはしますけれども、できるだけその複数、又は定数以上に出てきた場合に、どちらを選ぶかといったときの判断基準だと思

っていただければと思います。例えば年齢が高い人よりも若い人を選ぶとか、男性よりも女性を選ぶとか、選択肢がなければ選べないわけでございますので、定数以内の場合とは定数ぴったりしかどれだけ頑張っても広報やっても出てこなければ、偏りもやむを得ない、それを見越して法律のほうも配慮しなければならないという言葉に抑えたんだと思います。

以上です。

**○委員長（金島秀夫君）** 菅原委員。

**○委員（菅原洋之君）** 公選制度が廃止されて、農業団体や議会からの推薦というのが無くなって廃止ということになっているんです。その一番下のところで委員は広く地域の農業者や農業団体等から候補者の推薦を求め、公募も行うということなんですけれども、推薦と公募どちらを重要視するかというのがあると思うんですけれども、どちらを重要視されますか。

**○委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

**○産業課長（湯原国夫君）** どちらを重視というよりも、公募と推薦、両方やっていただくような形になりますので。例えば、先ほど言いました認定農業者38名いらっしゃいますので、ある程度この各地区のバランスを取りながら推薦をしていただくというようなことを、今、考えています。公募につきましては、利害関係のないかたにつきましては、公募で出てきていただくしかないのかなというふうに考えています。

**○委員長（金島秀夫君）** 菅原委員。

**○委員（菅原洋之君）** 私、ちょっと懸念というかそういうのでお聞きするんですけれども、公選制度なくなって推薦というところが無くなってるとは思いますが、この農業団体等からの候補者の推薦というところで、また同じような公選みたいなことが行われなかなというものが懸念されるのかなというので、お聞きするんですけれども。

**○委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

**○産業課長（湯原国夫君）** 推薦という部分について、今までは選挙の定数が10名、推薦枠としてJA、土地改良、共済組合、議会と。これは推薦があがれば必ず町長はそこで、あがってきた段階でそのままかけて決まりということなんですけれども、今回のこの推薦はすることができます、今申し上げた団体からもこれまでのように推薦できますけれども、あがってきたからすぐにそのかたが町長として、農業委員として認めて、提案するかというのはそれはまた別で、推薦することはできるんですけど、前の推薦枠というのは、枠がもう無くなったということでお考えいただければと思うんですけれども。

**○委員長（金島秀夫君）** 大野委員。

**○委員（大野徹夫君）** 先ほど議長が言われたことで申し訳ないんですけれども、課長、支部のほうともそういう兼ね合いになってくるようなことを言われたんですけども、今、うちのほうは支部長を一所懸命探しているところで、また一つ余計にしたら探すのたいへんになっちゃうから、なるべくそういうのは言わないでもらいたいです。そこにまた一つ匂わしたら。

○委員長（金島秀夫君） 何か特別ありますか、それに対して。湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） 先ほど言いましたとおり、支部長方には一応、年内中にこういう制度が変わったということだけは説明はさせていただくしかありませんので。

○委員長（金島秀夫君） それでよろしくお願ひします。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 若い後継者の人達が、よし、農業委員になって頑張っていくぞ後継者としてというかたが万が一、定数よりもたくさん出た場合に、それはでも町長が選ぶわけでしょう。その選ぶというのは何を基準にで、年齢とかもちろんあるけど、その辺が選挙になったら公平だけど任命というのは難しい。多かった場合。そのぐらい活発になってほしい。

○委員長（金島秀夫君） 湯原産業課長。

○産業課長（湯原国夫君） 町長が選ぶ前に選定委員会というのを作って、そこで一回選定して、それを町長に挙げて町長がそれを判断してもらおうというようなことを、今、考えております。ですから定数8名のところ、公募などでいっぱい挙がってきて10名も12名もなってしまうということになれば8名に選抜するしかありませんので、その辺はそういうもので対応していければなというふうに思っております。

○委員長（金島秀夫君） 大澤委員。

○委員（大澤義和君） 今まで農業委員は公選法といってもたかが報酬40万円、50万円のでできないので、なるべく選挙にならないような申し合わせではないけども地区割りで選挙にならないように、ならないようにやってきた経緯があります。多分、今回もこうなってもそれなりにうまくいくと思うんです。さっき認定農業者に女性もいると聞きましたけれども、例えば大澤家が認定農業者の申請やりましたよ、なりましたよ、うちの女房は認定農業者なんですか。

○委員長（金島秀夫君） 上村農業委員会次長。

○農業委員会次長（上村 武君） 認定農業者の制度につきましては、個人です。家じゃございません。大澤家ではなくて、大澤義和という名前で申請をしていただく。奥さんが認定農業者になりたいのであれば、奥さんも申請を出していただく。経営の面積は一緒に結構です。又は世帯主のかたが申請をして、家族協定ということで別の手続きをして、家族の奥さんと娘と子供の長男夫婦を農業従事者ということで申請をすればその方達も認定農業者になります。ですから先ほど課長が町内38と言いましたけれども、38件ではございません。1軒の家で4名、5名という家も数件ございます。ですから、個数で言うと31しかございませんので。団体1を含めて、個人は30ですので、そういうことになります。

○委員長（金島秀夫君） 大澤委員。

○委員（大澤義和君） それなら夫婦又は親子で農業委員になるという可能性も無きにしもあらずですよ。

○委員長（金島秀夫君） 上村農業委員会次長。

○**農業委員会次長（上村 武君）** そこらはやはり常識の範囲で選定するときにご辞退いただくとかいうことに。夫婦で賛成と反対に分かれた場合、家まで持って帰られては困りますので。

○**委員長（金島秀夫君）** 他に質疑はございませんか。

○**委員長（金島秀夫君）** 松島委員。

○**委員（松島一夫君）** 付属資料いただきましたが、この条例案は極めて短い条例案ですけども、第2条と第3条と、この附則の3番の費用弁償、我々が議論しなきゃいけないのはここだけですね。あとは全て法で決まっているという認識でよろしいですか。

○**委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

○**産業課長（湯原国夫君）** そうです。条例で定数は決めなさいよと法で決まっています。あと、当然、新たな推進委員が非常勤特別職になりますので、その報酬は議会にかけて決めるしかありませんのでこの部分ということでお願いします。

○**委員長（金島秀夫君）** 松島委員。

○**委員（松島一夫君）** ではしつこい確認ですけども、推進委員は農業委員会が委嘱するというのも、これも法なんですね。

○**委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

○**産業課長（湯原国夫君）** そうです。

○**委員長（金島秀夫君）** 松島委員。

○**委員（松島一夫君）** それから、その付属資料の4番目に最適化推進委員の定数で現状の10の区割りに近いですね、現状の区割りと若干違いますね、近いものが示されておりますが、100ヘクタール1名を上限とするというのが政令で示された。1,400ヘクタールだから14名だけど10名にしましょうはいいいんですが、この1番から10番までの区割り、これの農地面積の偏りというのは、あまりないんですか。

○**委員長（金島秀夫君）** 上村農業委員会次長。

○**農業委員会次長（上村 武君）** お答えいたします。農地の面積の偏りは、正直あります。ありますが、先ほどの100ヘクタールに1名というのは、トータルの総数、大枠での上限ということで国が政令で定めたものでございまして、ひとりの人が100ヘクタール以上やっちゃいけないという、持ち分にしちゃいけないということでは決してないと。そうするとやはり地区ごとの、ということになります。

○**委員長（金島秀夫君）** 松島委員。

○**委員（松島一夫君）** 聞いているのはそれではない。例えば1番の一区が500ヘクタールで、2番の二区、三区あわせると30ヘクタールとか、その10の区割りが同じくらいの農地面積を持っているのか。それとも現状の農業委員がこれに近い区割りなんでこういうふうな区割りにしましたというだけの話なのかということなんです。

○**委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

**○産業課長（湯原国夫君）** この10の区割りに一つひとつ、地区の面積を調べては実際のところなくて、先ほど言った後者のほうで、これまで選挙でやっていた地域的なつながりを重視して、そこをある程度区割りすれば出しやすいんじゃないかということで、こういう形でどうかということ。先ほど松島委員がおっしゃった、実際の選挙の9番、10番はちょっと入れ替えていますけれど、それは今までの9番、10番は布鎌分校学区と本校学区が入り乱れていたりとか、土地改良区がごっちゃになっていたというのもあって、これでやると本校と布鎌分校学区、更には土地改良区も、うまく住み分けができるというようなことで、これもあくまでも案ですけども、このような形でどうかということを示させていただきました。

**○委員長（金島秀夫君）** 松島委員。

**○委員（松島一夫君）** 早い話がここに10の区割りでこんな形で選ぼうというのは、あくまでも内部の話であって、我々議員がここでこれいかんよと言うべき性質のものじゃないということですよ、厳密に言えば。

**○委員長（金島秀夫君）** 湯原産業課長。

**○産業課長（湯原国夫君）** 先ほど言いました最適化推進委員につきましては、農業委員会が選任するということになりますので、区割につきましても案は事務局で作るにしても、最終的には農業委員会で、この区割りでこの定数に当てはめてやるというのを決めますので、農業委員会のほうで。

**○委員長（金島秀夫君）** 松島委員。

**○委員（松島一夫君）** そうだね、ただ参考資料でくれただけですよ。

先ほどの構成のところ、上村次長は配慮しなきゃいけない、これは努力義務なんだというふうな説明がありましたが、やはり努力義務であっても配慮しなきゃいけないと。そこで、この、私が気になるのが、著しい偏りという、性別等に偏りがじゃなくて著しいと、極端なです。どうなるかわかりませんが、現状の案としては女性を1名入れたいというふうなことをおっしゃった。8分の1というのは常識的に考えて著しい偏りなんです。8分の3くらいで普通、いいなど。今まで男の人しかいなかったから1名でも入れれば改善はされますけれども、本来だったら半数までいなくても3名くらい、これを見ると。でも、3名は急には無理だろうから。これもとやかく言える問題じゃないんですけども、最終的に議会が同意しなきゃいけないので、8名の候補が出たときにこれ著しい偏りだというふうに意見が出る危具がありますので、努力目標として2名くらいあったほうが、女の人ひとりじゃ、会議に出ても話相手もないし、戸田議員も高萩議員がいるからやってられるんでね。そうじゃなかったら大変ですよ。黙ってますよ、隅っこのほうで。あくまでも希望として聞いておいてください。

以上で終わります。

**○委員長（金島秀夫君）** 他に質疑はございますか。

[「なし」の声あり]



○委員長（金島秀夫君） それではこれで質疑を終わります。

これより、議案第10号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きいたします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（金島秀夫君） これにて各委員からの意見、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数。よって、議案第10号、栄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で経済建設常任委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

---

## ◎ 閉 会

○委員長（金島秀夫君） 本日の会議を閉じます。

これをもって、経済建設常任委員会を閉会といたします。

午後3時28分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年12月16日

経済建設常任委員会

委員長 金島 秀夫